

○盛岡市火入条例

昭和59年6月27日条例第30号

改正

平成4年3月24日条例第48号

平成17年12月26日条例第89号

盛岡市火入条例

(趣旨)

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条に規定する火入れの許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、次の要件に該当しなければ火入れの許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が法第21条第2項各号に該当するものであること。
- (2) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び火入地の周囲の現況、火入れをしようとする期間の気象状況の見通しその他の状況により火入地の周囲に延焼するおそれがないと認められるものであること。

(許可の条件)

第4条 市長は、火入れの適正な実施を確保するため、火入れの許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火入れの許可を取り消し、前条の条件を変更し、又は行為の中止若しくは火災の予防その他危害の防止のため必要と認める措置を命ずることができる。

- (1) 火入れの許可をした後において第3条第2号に該当しないことになったとき。
- (2) 火入れの許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 都南村の編入の日前に旧都南村火入条例（昭和61年都南村条例第16号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 玉山村の編入の日前に旧玉山村火入れに関する条例（昭和60年玉山村条例第1号）の規定に基

づきなされた申請に係る火入れの許可については、同条例の例による。

附 則（平成4年条例第48号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第89号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。